

A52 理事・監事等に対する罰則規定は医療法に定められています。

【解説】

医療法において次のいずれかに該当する場合には、理事、監事又は清算人に対して20万円以下の過料が科されます。なお、過料は刑罰ではありません。また、次のいずれかに該当する場合において、刑を科すべきときは、過料は科されません。

1. 医療法に基づく政令の規定による登記をすることを怠ったとき
2. 医療法人成立の時に作成した財産目録の備付けを怠り、又はこれに記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をしたとき
3. 定款若しくは寄附行為の変更に関し、届出で良いとされる事項又は毎会計年度終了後3月以内に届出なければならない事業報告書等について、届出をしないとき又は虚偽の届出をしたとき
4. 事業報告書等の備付けを怠り、その書類に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚偽の記載をし、又は正当の理由がないのにその社員若しくは評議員又は債権者からの事業報告書等の閲覧請求を拒んだとき
5. 剰余金の配当をしたとき
6. 債務につきその財産をもって完済することができなくなった場合には、理事又は精算人は、直ちに破産手続開始の申立てをしなければならないが、破産手続開始の申立てを怠ったとき
7. 精算人が、債権者に対し債権の申出の催告を行う場合又は破産手続開始の申立てを行う場合の広告を怠り、又は虚偽の広告をしたとき
8. 都道府県知事による合併認可後、2週間以内に財産目録及び貸借対照表を作成しなかったとき又はこの期間内に債権者保護手続きを行わなかったとき
9. 都道府県知事は、医療法人の業務・会計が法令・法令に基づく都道府県知事の処分・定款等に違反している疑いがあり、又はその運営が著しく適正を欠く疑いがあると認める場合は、その業務・会計の状況に関し報告を求め、又は立ち入り検査を行うことができますが、これに対し、報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき
10. 都道府県知事は、医療法人の業務・会計が法令・法令に基づく都道府県知事の処分・定款等に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認める場合は、期限を定めて、必要な措置をとるべき旨を命ずることができますが、この命令に違反して業務を行ったとき

ちなみに、医療法人でない者が、その名称中に医療法人という文字を用いた場合には、その者に対して10万円以下の過料が科されます。